

傍 聴 要 領（会場傍聴）

島根県幼児教育推進協議会

（令和7年7月1日）

島根県健康福祉部・島根県教育委員会（島根県幼児教育センター）

1 傍聴する場合の手続

- （1） 会議の傍聴を希望する方は、会議開催前の指定された期日までに、島根県幼児教育センターまで申し込みをしてください。なお、その場合は、所属、氏名、連絡先を申し出てください。
- （2） 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- （3） 会議の当日は、開催予定時刻までに、会議の会場に入場してください。

2 会議の秩序の維持

- （1） 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、島根県幼児教育センターの職員の指示に従ってください。
- （2） 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。
- （3） 非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- （1） 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- （2） 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- （3） 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （4） 携帯電話、PHS等を使用しないこと。
- （5） 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- （6） その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。